所沢市告示　第　５０３　号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第１９条第６項の規定により、下記のとおり告示する。

令和８年１１月１０日

所沢市長　　小野塚　勝　俊

記

１　撤去した日　　令和８年１１月６日

２　撤去した場所　　自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

３　撤去・保管台数　　７台

４　返　還　日　　同条例第２１条第２項に規定する告示の日より４４日間
（自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る）

５　返還場所　　喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町２番１２号
電話０４－２９２４－９４１９
月～土曜日（12/29～1/3 を除く）
午前９：００～午後５：３０

６　問い合わせ先
（１）保管自転車について　　上記の該当する自転車保管場所
（２）それ以外　　所沢市市民部防犯交通安全課
電話０４－２９９８－９１４０

所沢市教育委員会告示第１９号

所沢市文化財保護条例第６条第１項の規定により、所沢市指定文化財として、次のとおり指定する。

令和８年１１月１０日

所沢市教育委員会

記

	種別	名称	員数
1	有形文化財／絵画	山路真護絵画作品	２６点